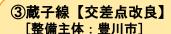
# 八幡駅周辺地区のまちづくり



令和5年2月6日

豊川市都市整備部 八幡駅周辺地区まちづくり推進室

# 1 道路整備事業



- · 蔵子線: 1.5車線(幅員4.5m)
- 蔵子白鳥線、白鳥野畔1号線: 将来整備に備え右折帯相当の 用地を確保



### ②蔵子線【道路改良】

[整備主体:豊川市]

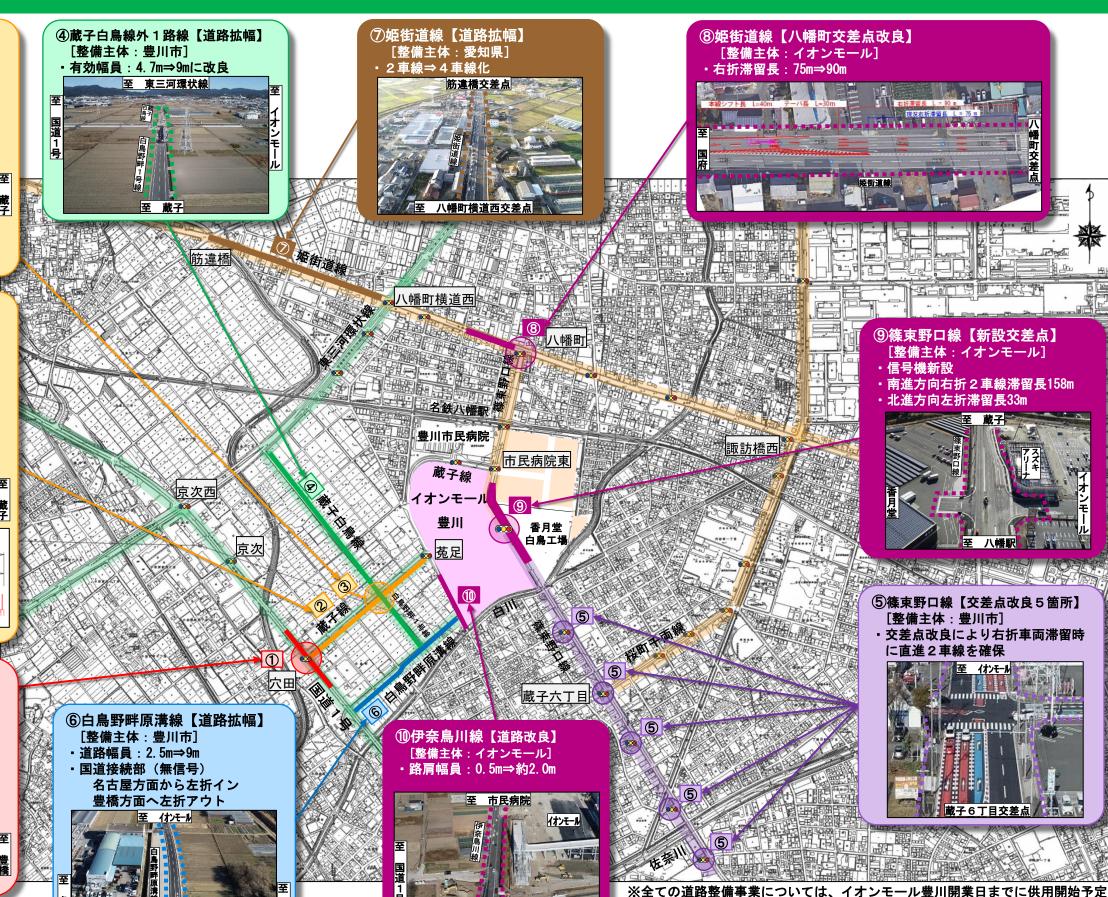
- ・有効幅員:12m⇒16mに改良
- 緊急車両通行対策:中央部にゼブラ帯(3m)を設置





# ①国道1号【穴田交差点改良】 [整備主体:豊川市]

- (国1)右折滞留長:30m⇒61m • (蔵子)右折滞留長:30m⇒150m
- 至(オンモール



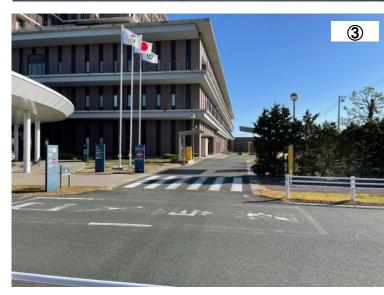
# 2 市民病院緊急車両入口増設











# 事業概要

- ●緊急車両用の入口を2ヵ所増設
- ●既設構造物撤去・移設、舗装、路面標示等の整備改修済み
- ●新設入口については、イオンモール豊川 開業日までに供用開始予定





# 3 公共交通連携

### 鉄道の利便性向上

・ イオンモール豊川の開業時に、名古屋鉄道豊川線が増便。

国府・東岡崎・名鉄名古屋方面												豊川稲荷方面										
時	平日					休日				時			平日			休日						
5	56国					56国					5	56										
6	25国	36津	47弥	58須		36国					6	12	25	36	54		14	36	49			
7	15岐	42国	55国			6-	24国	34-	47国		7	14	25	42	54		0	13	34	46		
8	5岐	16国	32国	50国		3-	16国	33-	46国		8	12	29	43			4	16	34	46		
9	6国	22国	39国			3-	16国	33-	46国		9	1	17	34	50		4	16	34	46		
10	3国	16国	33国	46国		3国	16国	33国	46国		10	3	16	33	46	59	4	16	33	46	59	
11	3国	12国	22国	42国	52国	3国	12国	22国	42国	52国	11	22	29	52	59		22	29	52	59		
12	12国	22国	42国	52国		12国	22国	42国	52国		12	22	29	52	59		22	29	52	59		
13	12国	22国	42国	52国		12国	22国	42国	52国		13	22	29	52	59		22	29	52	59		
14	15国	32国	46国			15国	32国	46国			14	15	32	46			15	32	46			
15	3 国	16国	33国	46国		3国	16国	33国	46国		15	2	16	32	46		2	16	32	46		
16	3-	16国	33-	46国		3-	16国	33-	46国		16	2	16	34	46		2	16	32	46		
17	3-	16国	33-	46国		3-	16国	33-	46国		17	4	16	34	46		2	16	32	46		
18	3-	16国	33-	46国		3-	16国	33-	46国		18	4	16	34	46		2	16	32	46		
19	3–	16国	33-	46国		3-	16国	33-			19	4	16	34	46		2	32				
20	3-	16国	33-	46国		3-	33-				20	4	16	34	46		2	32				
21	3–	16国	33国			3-	33国				21	4	34				2	32				
22	3国	34国				3国	34国				22	4	35				2	35				
23	7国	34国				7国	34国				23	7	34				7	34				
	黒字:	普通	赤字	二:快速	速特急	・特急	青	:急行	緑	:準急												
	国:国	府	一:彳	3鉄一宮	3 4	支:名針	铁岐阜	須	:須ヶ		津:	津島	弥:於	<b>尔富</b>	無印	:豊川	稲荷					

臨時増便ダイヤ改正日:令和5年3月30日

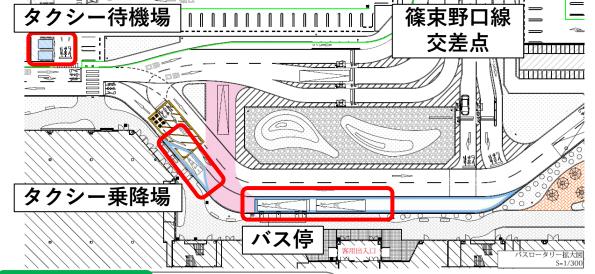
### 鉄道の利用促進

鉄道を利用した来店者にポイント(おい電ポイント)を付与。 事業主体:イオンモール



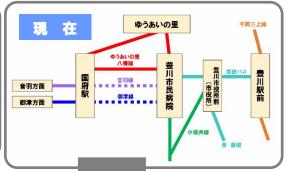
### バス停の設置・タクシー対応

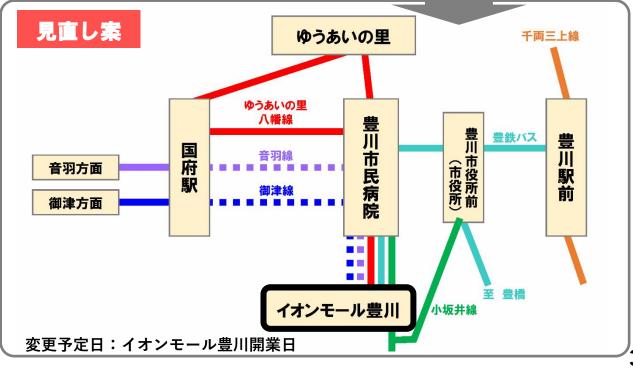
- イオンモール豊川敷地内に新設バス停を設置。
- イオンモール豊川敷地内にタクシー乗降場、待機場を設置。



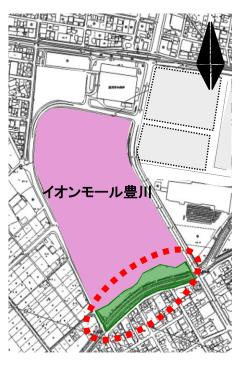
### バス停の新設

イオンモール豊川内に、バス停を 新設し、「ゆうあいの里八幡線」、 <u>「音羽線」</u>、<u>「御津線」</u>、<u>「小坂</u> 井線」、「豊鉄バス新豊線・豊川 線」が乗入。





# 4 白川周辺整備事業



#### 事業概要

〇白川散策路

名 称:右岸 白鳥兎足2号線

左岸 蔵子五丁目蔵子三丁目3号線

整備主体:豊川市 管理:豊川市

整備内容: アスファルト舗装 延長 L = 約 580m 幅員 W = 2.0m

〇さくら広場

整備主体:イオンモール 日常管理:イオンモール

(整備後、豊川市に寄附採納)

整備内容: 広場面積約 3,300㎡ パーゴラ1基 水飲み1基 ベンチ6基

散水栓3箇所 照明灯7基 高木16本(内さくら3本)

〇さくら歩道橋

名 称:白鳥村上兎足線

整備主体:イオンモール 管理:豊川市

(整備後、豊川市に寄附採納)

整備内容: 橋りょう1基 橋長L=約18m 幅員W=3.5m

、※全ての事業について、イオンモール豊川開業日までに供用開始予定

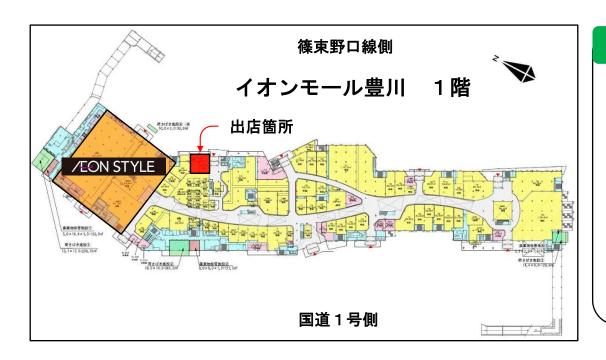








# 5 大規模小売店舗出店事業



### 事業概要

アンテナショップ、チャレンジショップや観光ブースの複合的な機能を有するテナントの設置に要する経費の一部を補助する。

- ●補助金上限額(令和4年度予算額) 37.947千円
- ●補助対象経費 内装設計費、工事費、備品購入費、敷金、賃借料・共益費など



### 店舗概要

アンテナショップは豊川市内の特色ある商品や新鮮な農産品等を中心に販売、チャレンジショップは創業者の市場調査等を支援、観光ブースは豊川稲荷等の市内の主な観光資源の紹介を行う。

店舗名:豊穣屋

店舗位置: イオンモール豊川内 1階

店舗面積:30.08坪(99.45平方メートル) 営業時間:イオンモール豊川専門店営業時間

運営主体:豊川商工会議所

取扱商品: 豊川市をはじめ地域の特色ある商品

# 6 事業所内保育事業



イメージ図





### 事業概要

- ・ 多くの雇用が生まれ、保育のニーズの増加が予想されることから、雇用機会の拡大と多様な働き方を支援し、また、延長保育の充実など預け先の新たな選択肢として提供するため、イオンモールが事業所内保育所を設置する。
- ・ 現在、事業所内保育所の開業に向けた整備工事と認可手続きを 行っており、事業者が2月末までに2回、入所児童募集を行う。 地域枠は保育課が入所児童の選定を行う。

### <特色>

●両立支援

職場と預け先が同じ場所にあることで、育児休業明けの復職へのハードルも下がり、子育てしながら働き続けられる環境を提供

●地域の保育ニーズへの対応 3歳未満児の受入れ拡充のため地域枠を確保

### 保育所概要(予定)

施設内に専用の園庭を設け、イオンモール内の散歩などの独自活動を行う。

施 設 名:(仮称) エンジェルキッズ豊川園店舗位置: イオンモール豊川内 1階

保育所種別: 事業所内保育事業

定 員: 19人(うち地域枠5人)

年齢別定員 0 歳児: 3人

1、2歳児:各8人

延床面積: 40.91坪(135.23平方メートル)

開所時間:午前8時~午後10時

休 所 日: なし

開 園 日: 令和5年4月1日事 業 者: 株式会社セリオ

## 共通事項

- ●豊川市、イオンモール株式会社及びイオンリテール株式会社の3者は、「地方創生に関する連携協定」及び「大規模災害時における被災者への防災活動協力に関する協定」について協定を締結する。
- ●締結予定日:イオンモール豊川グランドオープン日

# 地方創生に関する連携協定

### ●目的

豊川市、イオンモール株式会社及びイオンリテール株式会社がそれぞれの資源を有効に活用しつつ、協働の精神をもって、地方創生の深化を図るため、それぞれの役割分担を踏まえつつ、緊密に連携し、協力して取り組むことを目的とする。

### ●連携事項

- 1:安全・安心・快適な生活環境が整っているまちづく りの推進に関すること。
- 2:子育て・健康づくり・生き甲斐づくりの推進に関すること。
- 3:人や環境にやさしいまちづくりの推進に関すること。
- 4:教育・文化振興の推進に関すること。
- 5:産業・観光振興、地産地消の推進及び地産品の販売促進に関すること。
- 6:地域コミュニティ活動の推進及び住民サービスの利便性向上に関すること。

上記6つの事項を柱として連携し、これ以外にも連携をが可能なものについて協力していく。

# 大規模災害時における被災者への防災活動協力に関する協定

### ●目的

豊川市域で地震や水害等による大規模災害が発生した場合における、地域住民を含む被災者の救援救助に関する防災活動協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

### ●協力要請

- 1:イオンモール株式会社及びイオンリテール株式会社の店舗において、被災者に対して、一時避難場所、 車両避難場所、駐車場、電気、水道、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- 2: イオンモール株式会社及びイオンリテール株式会社の店舗において、被災者に対して、豊川市からの情報、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- 3:イオンリテール株式会社は、被災者に対して、食糧、生活必需品等の救援物資を可能な範囲で供給すること。

上記に定めのない事項についても協議し、協力を要 請していく。

豊川市、イオンモール株式会社とイオンリテール株式会社との 地方創生に関する連携協定書

豊川市(以下「甲」という。)、イオンモール株式会社(以下「乙」という。) 及びイオンリテール株式会社(以下「丙」という。)は、相互の連携を強化し、 以下のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙がそれぞれの資源を有効に活用しつつ、協働の 精神をもって、地方創生の深化を図るため、それぞれの役割分担を踏まえつつ、 緊密に連携し、協力して取り組むことを目的とする。

#### (連携事項)

- 第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について 連携し、協力するものとする。
- 安全・安心・快適な生活環境が整っているまちづくりの推進に関すること。
- (2) 子育て・健康づくり・生き甲斐づくりの推進に関すること。
- (3) 人や環境にやさしいまちづくりの推進に関すること。
- (4) 教育・文化振興の推進に関すること。
- (5) 産業・観光振襲、地産地消の推進及び地産品の販売促進に関すること。
- (6) 地域コミュニティ活動の推進及び住民サービスの利便性向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地方創生の深化に関し必要なこと。
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な実施内容、それぞれの役割、費用負担等については甲、乙及び丙が協力可能な範囲によるものとし、協議のうえ決定するものとする。
- 3 第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲、乙及び丙は、定期的 に協議を行うものとする。

#### (有効期間)

- 第3条 本協定の有効期間は令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも書面による異議がないときは、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 本協定は、解約を希望する日の1か月前までに書面をもって通知すること により、解約することができる。

#### (守秘義務等)

- 第4条 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方から秘密である旨を明示された情報をみだりに開示又は漏らしてはならない。本協定の終了後においても同様とする。
- 2 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び実施において知り得た個人情報について、 本協定の目的の範囲内で使用するものとし、他の目的に利用し、又は第三者に 提供等してはならない。本協定の終了後においても同様とする。

#### (連絡体制等)

- 第5条 第1条に定める目的を達成するため、甲、乙及び丙は、本協定に関する 連絡責任者を置くものとする。この場合において、連絡責任者には、甲におい ては企画部長を、乙においてはイオンモール豊川ゼネラルマネージャーを、丙 においてはイオンスタイル新豊川店長をそれぞれ充てるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、甲、乙及び丙は、第1条に定める目的を達成する ため、事前に連絡体制、連絡方法等について協議のうえ定めるものとし、本協 定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じて情報の交換を行うものとす る。

#### (疑義)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、 乙及び丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名捺 印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年○月○日

- 甲 豊川市長
- 乙 イオンモール株式会社
- 丙 イオンリテール株式会社

大規模災害時における被災者への防災活動協力に関する協定書

豊川市(以下「甲」という。)、イオンモール株式会社(以下「乙」という。) 及びイオンリテール株式会社(以下「丙」という。)は、甲と、乙が運営管理するイオンモール豊川(以下「本件施設」という。)及び丙が運営するイオンスタイル新豊川店による防災活動に関する協力について、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、豊川市城で地震や水害等による大規模災害が発生した場合 における、地域住民を含む被災者の救援救助に関する防災活動協力について、 必要な事項を定めることを目的とする。

#### (協力要請)

- 第2条 甲は大規模災害発生時、乙及び丙に対して、次に掲げる事項について、 協力を要請することができるものとする。
- (1) 乙及び丙の店舗において、被災者に対して、一時避難場所、車両避難場所、 駐車場、電気、水道、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙及び丙の店舗において、被災者に対して、甲からの情報、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 丙は、被災者に対して、食糧、生活必需品等の救援物資を可能な範囲で供 給すること。
- 2 甲は、乙及び丙と協議し、前項に定めない事項についても協力を要請することができるものとする。

### (支援の要請手続き)

- 第3条 前条の規定による甲からの要請は、支援要請書(様式第1号)をもって 行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請 し、事後、速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙又は丙は、甲からの要請に基づき支援したときは、速やかに支援報告書 (様式第2号)により甲に報告するものとする。

### (一時避難場所等の使用期間)

第4条 第2条第1項第1号に基づき乙及び丙が本件施設を一時避難場所及び 車両避難場所として提供する期間は、一時避難場所及び車両避難場所として 提供した日から7日間までとする。ただし、やむを得ない事情がある場合、甲、 乙及び丙協議のうえ期間を延長することができるものとする。

2 甲は、協力要請の期間が終了したとき、又は協力要請の期間終了前であって も、乙若しくは丙からやむを得ない事情により本件施設を一時避難場所及び 車両避難場所として提供することが困難となった旨の申し出があったときは、 被災者及び避難車両を本件施設から退去させるものとする。

#### (管理、運営及び避難者への指導等)

第5条 甲は、可能な限り一時避難場所に職員を派遣し、避難場所の管理、運営、 指導にあたるものとする。ただし甲の職員が到着するまでの間及び甲が職員 を派遣することが困難な場合は、乙及び丙が甲に代わって管理、運営、避難者 への指導を行うことができるものとする。

#### (物資の運搬及び引渡し)

第6条 第2条第1項第3号に規定する食糧、生活必需品等の救援物資は、甲が 指定する場所に丙が搬送するものとし、甲は職員を派遣し、当該物資を確認の うえ、これを引き取るものとする。ただし、丙が運搬することが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

#### (経費の負担)

- 第7条 乙及び丙は、次の各号に定める経費を除き、本協定に基づいて甲からの 協力要請に応じたことに対する対価は求めないものとする。
- (1) 被災者及び車両の避難にともない施設等に与えた損害の原状回復に要する費用。
- (2) 第2条第1項第3号に規定する食糧、生活必需品等の救援物資の購入に要した費用とその運送料。
- 2 前項に定めるもののほか、第2条の規定に基づく協力の実施に要した経費 の負担について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものと する。

#### (有効期間)

- 第8条 本協定の有効期間は令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも書面による異議がないときは、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 本協定は、解約を希望する日の1か月前までに書面をもって通知すること により、解約することができる。

#### (守秘義務等)

- 第9条 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方から秘密である旨を明示された情報をみだりに開示又は漏らしてはならない。本協定の終了後においても同様とする。
- 2 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び実施において知り得た個人情報について、本協定の目的の範囲内で使用するものとし、他の目的に利用し、又は第三者に提供等してはならない。本協定の終了後においても同様とする。

#### (連絡体制等)

- 第10条 第1条に定める目的を達成するため、甲、乙及び丙は、本協定に関す る連絡責任者を置くものとする。この場合において、連絡責任者には、甲にお いては危機管理監を、乙においてはイオンモール豊川ゼネラルマネージャー を、丙においてはイオンスタイル新豊川店長をそれぞれ充てるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、甲、乙及び丙は、第1条に定める目的を達成する ため、事前に連絡体制、連絡方法等について協議のうえ定めるものとし、本協 定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じて情報の交換を行うものとす る。

#### (疑義)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、 乙及び丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名捺 印の上、各自その1通を保有するものとする。

### 令和5年○月○日

甲 豊川市長

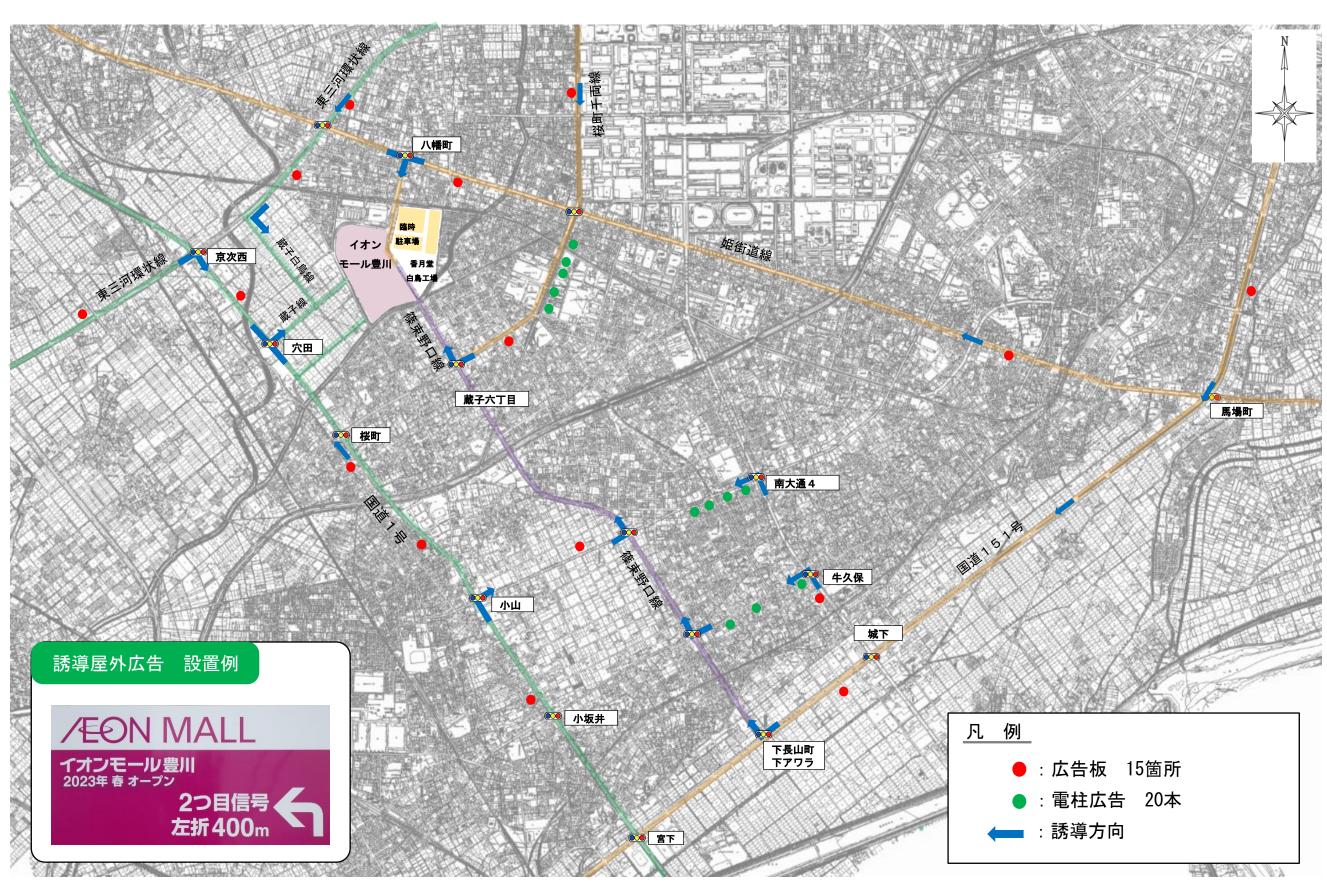
乙 イオンモール株式会社

丙 イオンリテール株式会社

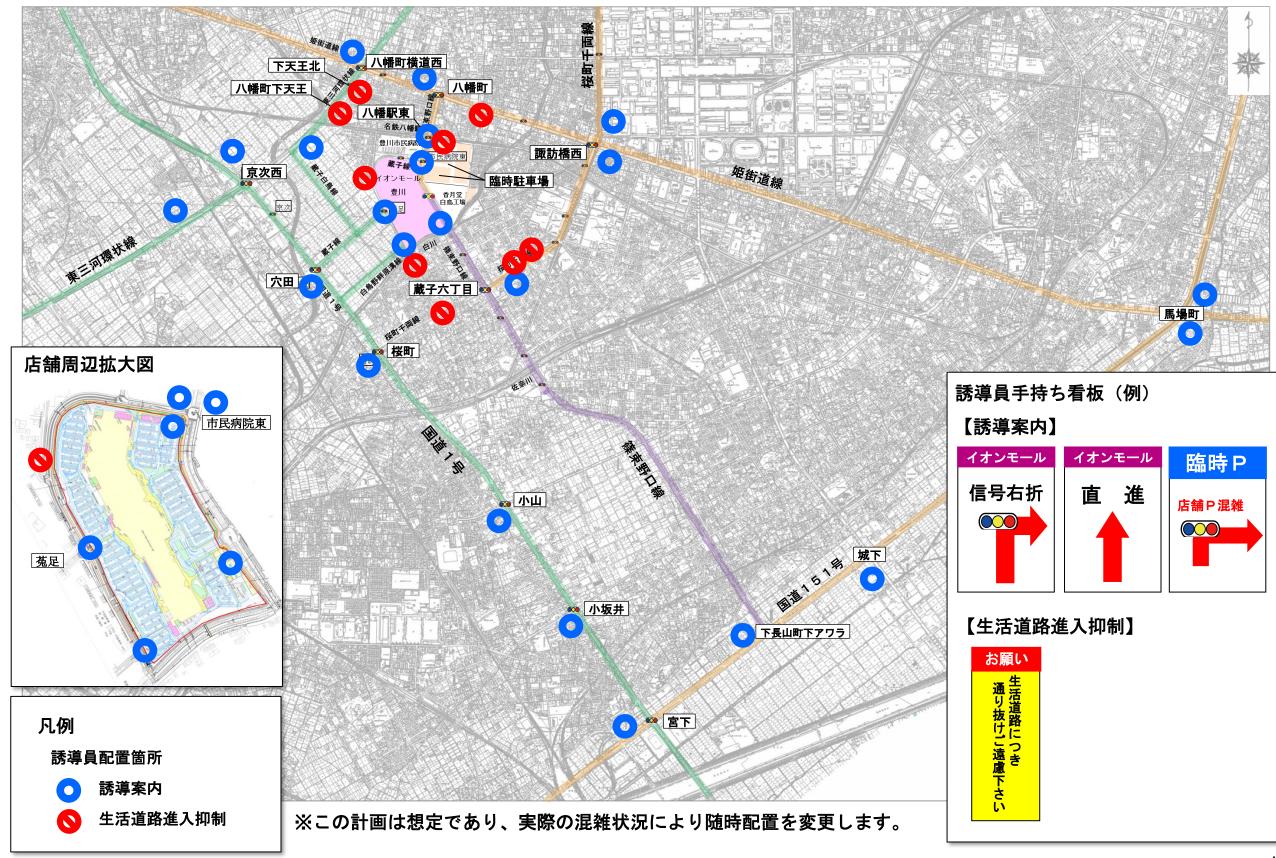
# 8 広域誘導計画



# 9 店舗周辺誘導計画



# 10 混雑時誘導員配置計画



# 11 臨時駐車場

